

1 本方針の位置付け

(1) 背景と目的

本市では、建設後30年を超える施設が増加してきており、大規模改修が必要となる施設が急速に増加していきます。一方、人口減少や少子高齢化による財源の減少が見込まれ、限られた財源のもとで、望ましい公共施設を次世代に引き継ぐことが求められます。中長期的な展望に立ち、経営的な視点から公共施設の量と質の見直しを進めるため、平成27年以降、「酒田市公共施設適正化基本計画」、「酒田市公共施設適正化実施方針」、「酒田市公共施設等総合管理計画」を策定しています。本方針は、これらの計画に基づきながら計画的かつ効率的な維持管理、施設の利活用を検討するための具体的な対応方針について、策定したものです。

(2) 位置付け

公共施設適正化実施方針で示している各施設のあり方を踏まえた、公共施設等総合管理計画に基づく具体的な対応方針を示す個別施設計画として位置付けています。

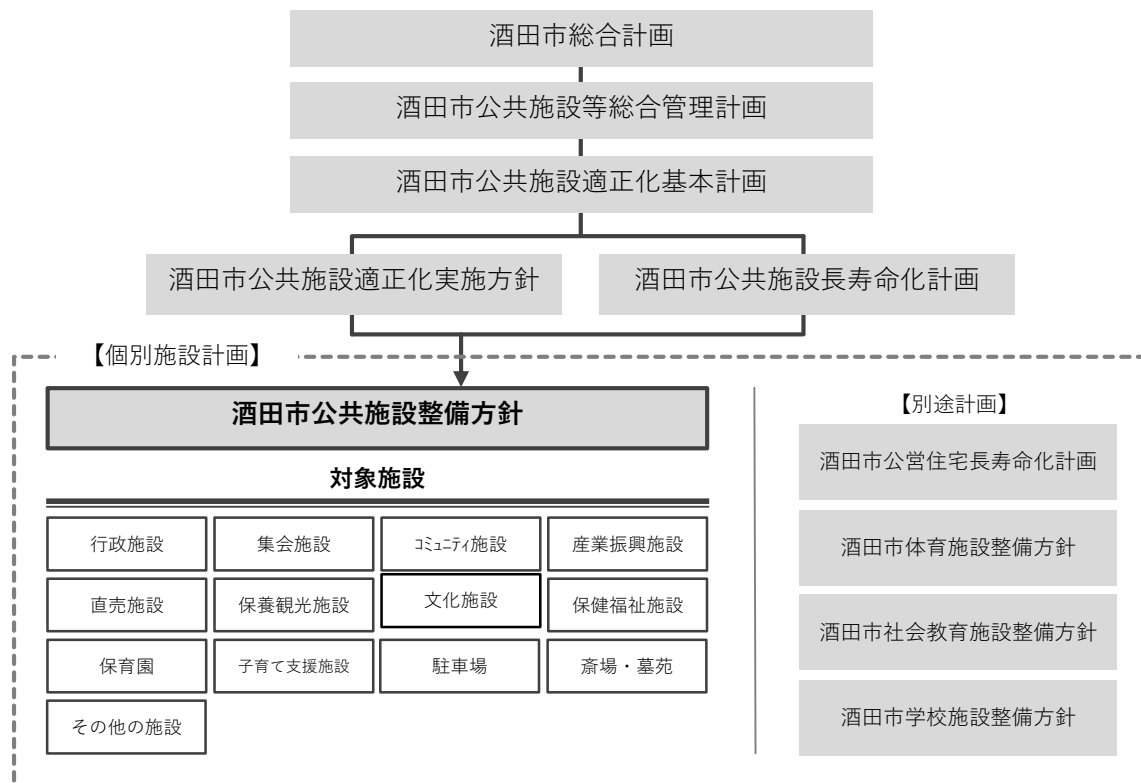
(3) 対象期間

令和3年度（2021）～令和12年度（2030）

(4) 対象施設

一般市民が利用する公共施設のうち、別途個別施設計画を策定している公営住宅、体育施設、社会教育施設、学校施設を除く施設を対象としています。

令和5年度の行政組織機構改革に伴い、社会教育施設整備方針で対象としていた文化施設について、本整備方針へ移管しました。このうち、国指定史跡、市指定文化財の建物は、施設整備方針の対象外です。



2 整備の基本方針（改修等の基本的な方針）

（1）目標使用年数、改修周期の設定

目標使用年数 … 80年以上

長寿命化

構造形式	耐用年数	目標耐用年数
RC造、SRC造	60年	80年
S造、W造、その他	40年	60年

大規模改修の周期… 35～40年

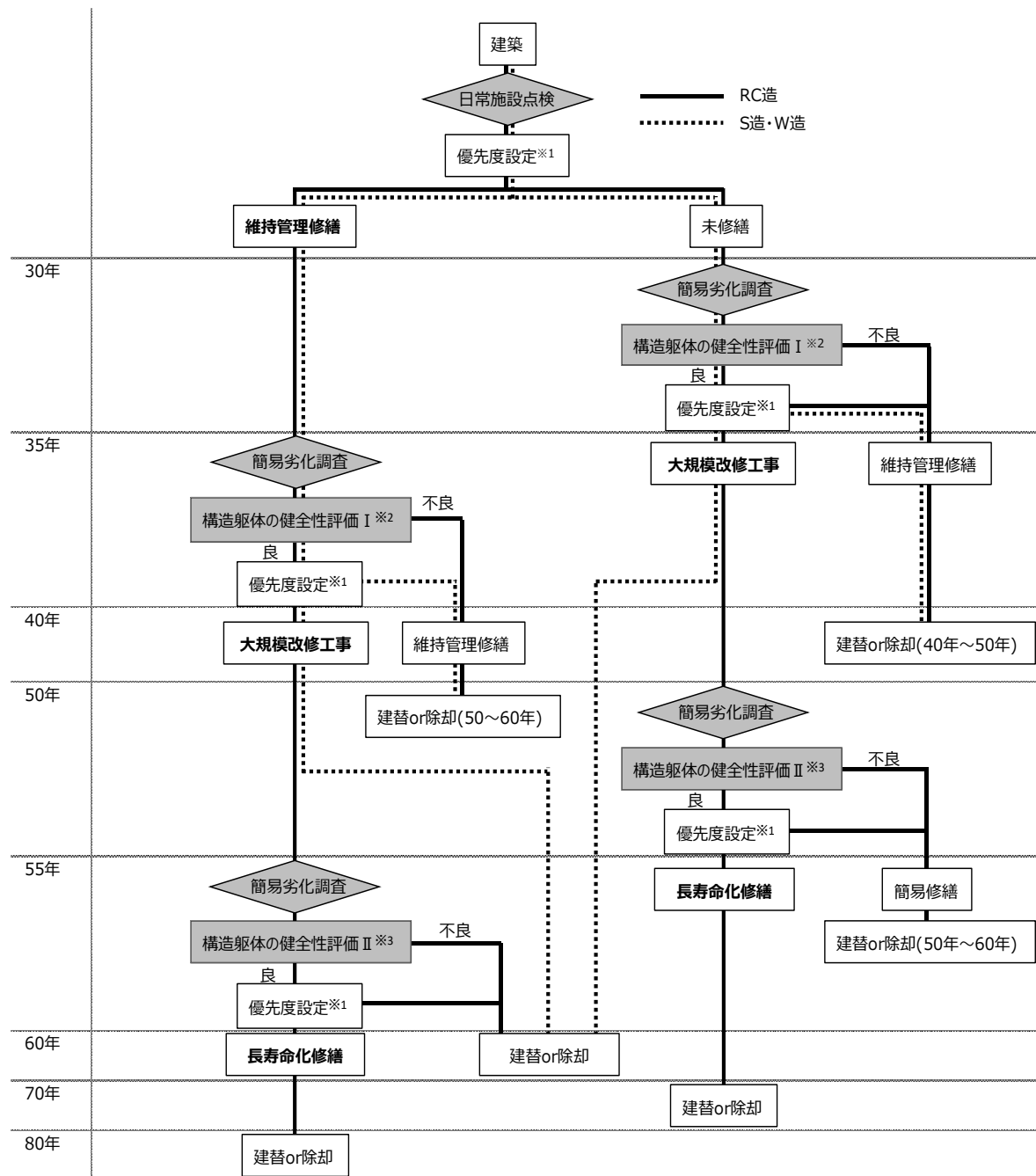
築年数	工事種別
20年目	長寿命化修繕（機能回復）
35～40年目	大規模改修工事（機能向上）
60年目	長寿命化修繕（機能回復）

（2）長寿命化に係る工事・修繕の考え方

下記の調査実施基準により簡易劣化調査を実施し、優先度を設定します。

○簡易劣化調査実施基準

- ・利用状況 一般市民が利用する建物
- ・延床面積 200㎡を超える建物
- ・築年数 鉄筋コンクリート造 30年
鉄骨造・木造 25年
- ・適正化実施方針 第3・4期対象施設
- ・構造耐震基準 新耐震基準に適合している建物



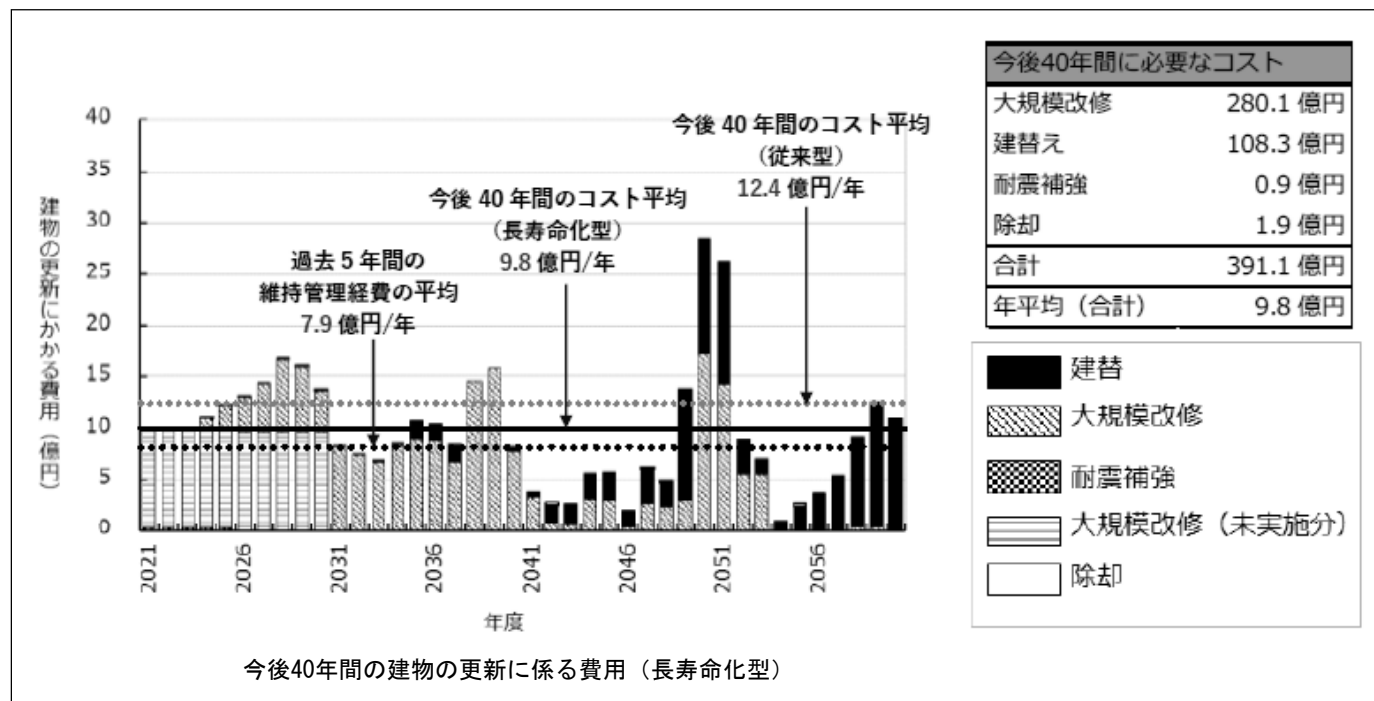
3 改修等の実施計画

(1) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）

長寿命化の考え方に基づき本方針期間内の施設の更新に係る費用を試算した結果、今後40年間で施設の更新等にかかる費用は総額約350.2億円（8.8億円/年）となります。

従来型の建替え中心の場合の40年間の更新コスト422.3億円より72.1億円縮減されます。

過去の施設関連経費の平均額7.2億円/年に比べると、**1年当たり1.6億円不足**しており、長寿命化に並行してさらなる維持・更新コスト縮減の取り組みが求められるため、整備にあたっては、起債などの特定財源を有効に活用しながら進めていく必要があります。



(2) 計画期間中の改修等の優先順位付け

本市の公共施設は老朽化している施設が多く、不具合を未然に防ぐ「予防保全」による対策を全施設に実施することは難しいため、優先施設を設定しています。簡易劣化調査により判定された総合劣化度を評価点とし、この値が高い施設から優先に、施設全体に及ぶ大幅な機能不足に対して大規模改修を実施していきます。ただし、劣化度が高い場合でも、部分的な機能回復で対応できる場合は、部分改修・修繕で対応します。

- 優先施設 災害拠点施設：本庁舎、支所等、避難所
- 老朽度が著しい施設

また、対象期間内においても、3年ごとに再調査を実施し、計画の見直しを行います。

(3) フォローアップ

本方針の推進に当たっては、定期点検等で得られた新たな情報や知見、利用者や地域住民、関係者等からのご意見、社会情勢などを踏まえて、方針対象期間内でも継続的に内容を見直し、随時反映していきます。

4 用途別施設の方針 (公共施設適正化実施方針による方針)

施設用途	対象施設	方針
行政施設	<p>本庁舎、中町庁舎、とびしま総合センター、八幡総合支所庁舎、松山総合支所庁舎、平田総合支所庁舎、定期航路事業所、定期航路事業所飛島連絡所</p>	<p>庁舎等は、市民に必要な各種行政サービスを提供する拠点として、市民の利便性を考慮しながら、行政機能の集約と他の公共施設との複合化を進めます。</p> <p>中町庁舎は、当面、転用や貸付等の有効活用を行い、将来的には処分します。</p> <p>その他の支所については、地域の核を担う施設として継続活用を基本とします。ただし、各庁舎で提供している機能に合わせて、適正な施設規模に見直しを行い、余裕スペースの転用や他施設との複合化を進めます。</p>
集会施設	<p>松山農村環境改善センター、悠々の杜活性化施設、日和山公園会館、交流ひろば、市民会館、酒田勤労者福祉センター、酒田農村環境改善センター、浜中農村研修センター、八幡交流ホール、青沢克雪管理センター、滝の里ふれあい館、平田農村環境改善センター、眺海の森ふれあい研修施設、鳥海南麓管理休養施設、やまもと農村交流センター</p>	<p>集会施設は、多様な市民活動や交流の活性化を図る場として、民間施設の活用も視野に、施設の適正配置を進めることを基本とします。</p> <p>各施設の建物状況や配置状況、利用状況を考慮しながら、統廃合や他の公共施設との複合化を進めます。</p> <p>利用者が限定されている施設については、移管を行うなど、運営形態の見直し等により、公共施設としての位置づけの見直しを行います。</p>

4 用途別施設の方針 (公共施設適正化実施方針による方針)

施設用途	対象施設	方針
コミュニティ施設	<p>松原コミュニティ防災センター、宮野浦学区コミュニティ防災センター、若浜学区コミュニティ防災センター、富士見学区コミュニティ防災センター、浜田学区コミュニティ防災センター、泉学区コミュニティ防災センター、松陵学区コミュニティ防災センター、港南コミュニティ防災センター、琢成学区コミュニティ防災センター、西荒瀬コミュニティ防災センター、新堀コミュニティ防災センター、広野コミュニティセンター、浜中コミュニティセンター、黒森コミュニティセンター、十坂コミュニティセンター、東平田コミュニティ防災センター、中平田コミュニティセンター、北平田コミュニティセンター、上田コミュニティ防災センター、本楯コミュニティセンター、南遊佐コミュニティセンター、飛島コミュニティセンター、観音寺コミュニティセンター、一條コミュニティセンター、大沢コミュニティセンター、日向コミュニティセンター、山寺コミュニティセンター、松嶺コミュニティセンター、内郷コミュニティセンター、南部コミュニティセンター、田沢コミュニティセンター、東陽コミュニティセンター、郡鏡・山谷コミュニティセンター、南平田コミュニティセンター、砂越・砂越緑町コミュニティセンター、北部農民センター、みどり館、亀ヶ崎コミュニティ防災センター</p>	<p>コミュニティ施設は、地域におけるコミュニティ活動の拠点となる施設であるため、現有施設の継続活用を基本とします。</p> <p>施設の建替え時には、地域事情等も考慮しながら、必要に応じて他の公共施設との複合化等も検討します。</p> <p>利用が少なく、利用者が限定されている施設については、移管を行うなど、運営形態の見直し等により、公共施設としての位置づけの見直しを行います。</p>
産業振興施設	<p>スマート農業研修センター、とびしまマリンプラザ、大沢農産物加工所、松山農産物加工所</p>	<p>各施設の設置目的と社会ニーズ、利用状況等を検証したうえで、統廃合、民営化や譲渡等を検討します。</p>
直売施設	<p>産直たわわ、眺海の森ぐるぐるグリーン、めんたま畑、悠々の杜直売・食材供給施設</p>	<p>民間との競合や採算性を見ながら、公共サービスとしての必要性を検証した上で、今後のあり方を検討します。</p> <p>地域等が主体となり自立して運営されている施設については、民間への移管・譲渡等を検討します。</p>

4 用途別施設の方針（公共施設適正化実施方針による方針）

施設用途	対象施設	方針
保養観光施設	さかた海鮮市場、みなと市場、山王くらぶ、日和山交流観光拠点施設、観光物産館、湯の台温泉烏海山荘、烏海高原家族旅行村、八森温泉ゆりんこ、眺海の森施設、小林温泉、悠々の杜温泉施設	<p>公共サービスとしての必要性や利用状況、経営状況に加え、周辺の民間施設の状況を考慮しながら、継続活用か、地域や民間への移管、譲渡、廃止等を検討します。</p> <p>歴史的建造物については、適正に保存します。</p>
文化施設	資料館、土門拳記念館、美術館、松山文化伝承館、阿部記念館、光丘文庫	<p>利用状況、施設の特性、歴史的価値等を考慮しながら、継続活用または他の公共施設との複合化、統廃合等を検討します。</p>
保健福祉施設	酒田市民健康センター、身体障害者福祉センター、酒田市はまなし学園、八幡保健センター、松山健康福祉センター、平田健康福祉センター、中町にぎわい健康プラザ	<p>施設の特性を考慮しながら、複合化、多機能化を進めます。</p>
保育園	松陵保育園、みなと保育園、八幡保育園、松山保育園、平田保育園	<p>民間施設を含め、園児数の推移を考慮し、施設の適正化を進めます。</p>
子育て支援施設	松陵学区学童保育所、琢成学区学童保育所、浜田学区学童保育所、若浜学区第1学童保育所、若浜学区第2学童保育所、富士見学区学童保育所、宮野浦学区第1学童保育所、宮野浦学区第2学童保育所、泉学区第1学童保育所、泉学区第2学童保育所、十坂学区学童保育所、平田学区学童保育所、南平田学童保育所、松原学区第1学童保育所、松原学区第2学童保育所、亀ヶ崎学区第1学童保育所、亀ヶ崎学区第2学童保育所、酒田市児童センター	<p>学童保育所は、小学校の学区改編に併せて配置を見直します。建替え時には、学校の空き教室など、他の公共施設との複合化を進めます。</p>

4 用途別施設の方針（公共施設適正化実施方針による方針）

施設用途	対象施設	方針
駐車場	中央地下駐車場、中町にぎわい健康プラザ（駐車場）	利用者ニーズや収益性、周辺の民間施設の状況を考慮しながら、公共サービスとしての必要性を再検証し、運営権の譲渡（コンセッション方式）、民営化等について検討します。
斎場・墓苑	酒田市斎場、やすらぎ霊園管理事務所	斎場は、施設の必要性及び利用状況を踏まえ、効率的な運営方法を検討します。
その他の施設	酒田看護専門学校、酒田市教育研修センター、酒田市教育相談室、移住お試し住宅、旧烏海小学校、松山城址館	看護専門学校は、庄内地域における看護師育成のための要の施設として、継続活用を基本とします。ただし、近隣の看護学校（鶴岡市立庄内看護専門学校、民間の看護学校）等と連携するなど、効率的な運営方法を検討します。